

奨学のための給付金 申請書類一覧および記入例

～年額給付用～

1. 申請書類を記入または提出される前に、以下の点をご確認ください。

☐	保護者等の住民票は滋賀県内である。
☐	保護者等が7月1日現在生活保護(のうち生業扶助)を受給している、もしくは令和7年度の住民税の所得割が非課税※である。
☐	申請書類はフリクションペン(消えるペン)で記入していない。
☐	訂正がある場合は二重線で消して余白に記入した。(訂正印は必須ではありません。)
【生徒が滋賀県立高等学校以外の高等学校等に在学している場合】	
☐	個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙は教育委員会へ直接持参するか簡易書留で郵便局の窓口から郵送した。(する予定である。)

※専攻科の場合、非課税以外の詳細な所得要件については、在学している専攻科の学校までお問い合わせください。

2. 保護者等が7月1日現在生活保護(のうち生業扶助)を受給している、もしくは令和7年度の住民税の所得割が非課税であること等の確認は、次の書類により行います。

《7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給している場合》

⇒生活保護受給証明書

・令和7年7月1日以降に福祉事務所で証明を受けてください。

《7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していない場合》

⇒アまたはイの書類を提出してください。

ア 保護者等の令和7年度の課税額を確認できる書類 a～cのいずれか1つ(写し可)

a 令和7年度(令和6年分)課税証明書

b 令和7年度特別徴収税額の決定・変更通知書 ※毎年5～6月頃に勤務先から配布されるもの(保護者等が給与所得者で勤務先以外から収入がない場合に限ります。)

c 令和7年度納税通知書 ※自営業などの場合は、毎年6月に発行されます。

※保護者等のいずれかが、令和7年1月1日に日本国内に住所を有していない場合(＝非課税であること等を確認できない場合)は申請できません。

税の申告を行っていない場合は、奨学のための給付金の申請までに税の申告を行ってください。(扶養控除対象者であっても税の申告が必要です。お住まいの市役所(町役場)の窓口でご相談ください。)

イ 個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙

(教育委員会が個人番号(マイナンバー)を利用して課税情報を確認することを希望する場合)

※注意

・個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙は申請の都度提出が必要です。

・高校生等が滋賀県立高等学校以外の高等学校等に在学されている場合、給付金の申請書類を学校に提出するのとは別に、滋賀県教育委員会へ直接持参するか、簡易書留で郵便局の窓口から送付する必要があります。

(記入例②の送付票を封筒に貼り付けてください)

・教育委員会が個人番号を利用して課税額を確認した際に、課税額が確認できなかった方については、課税証明書等の提出を追加で求める場合があります。

3. 必要書類

各区分に応じた必要書類がそろっているか確認してください。
※印は該当する場合に提出が必要です。

記入例 番号	世帯区分 必要書類	生活保 護 世帯	非課税世帯		非課税 世帯(生活 保護世帯含 む)
		全日制 定時制 通信制	全日制 定時制	通信制	専攻科
①	1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給 申請書(様式1(その1)) ※3でアを提出する場合 または 1. 奨学のための給付金認定申請書兼支給 申請書(様式1(その2)) ※3でイを提出する場合	●	●	●	●
	2. 生活保護受給証明書	●			
②	3. 課税額が確認できる書類 アまたはイのいずれか ア 令和7年度(令和6年分)課税証明書等 イ 個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙		●	●	●
	4. 住民票記載事項証明書 ※3でアを提出する場合で、申請書に記載の基準日現在の住 所と、課税証明書等に記載の住所が異なる場合(該当する保 護者等分のみ必要) ※3でイを提出する場合で、R7.1.1時点とR7.7.1時点とで 住所が異なる場合に必要		●※	●※	●※
③	5. 同意書 ※申請者と生徒の関係が「主たる生計維持者」の場合に提出 が必要	●※	●※	●※	●※
	6. 通帳の写し	●	●	●	●
④	7. 個人対象要件証明書				●
⑤	8. 扶養親族申告書				●※

この順に並べて提出してください

※審査で必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

記入例①奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(様式1)

様式1-1 (その1)

以下の様式で共通

- ・様式1(その1):課税証明書等用
- ・様式1(その2):マイナンバー用

令和 年 月 日

提出する日を記入

(あて先) 滋賀県教育委員会

奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づき、奨学のための給付金(以下、「給付金」という。)の支給を受けたいので申請します。

↓チェック必須

☒ 給付金を申請するにあたって、次の①～⑨の事項のすべてを確認しています。

- ① この申請書の記載内容は事実と相違ありません。虚偽があった場合は、滋賀県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ② 対象となる高校生等について、保護者等のいずれもが他の都道府県に対して給付金の申請を行っていません。
- ③ 対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費または特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- ④ 不正に給付金を受給し、給付金の支給決定が取り消された場合、既に支給された給付金の全額または一部を定められた期限までに返還します。
- ⑤ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、対象となる高校生等にかかる高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科支援金または授業料の減免の(認定)申請書類および届出書類の個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑥ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、対象となる高校生等の在学する高等学校等のもつ当該高校生等にかかる個人情報を利用し、または当該個人情報の提供を受けることに同意します。
- ⑦ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、世帯の高校生等の給付金の申請および支給の状況を確認することに同意します。
- ⑧ 滋賀県教育委員会が、給付金の認定および支給に必要な範囲で、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金の措置状況および生活保護法による生業扶助の受給状況について、関係機関に確認することに同意します。
- ⑨ 対象となる高校生等にかかる学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納額に充てることについて学校長に委任することを了承します。

①～⑨の内容を確認してチェック

・氏名は、課税証明書等に記載のとおりに入
・令和7年7月1日の住民票の住所を記入

基準日時点の申請者住所等	〒520-XXXX 滋賀県大津市京町四丁目1-1-A5 Tel. (090) XXXX - XXXX	ふりがな 申請者氏名	しが まなぶ 滋賀 学
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・高校生等本人・その他()		

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下同様)。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	しが しょうた	生年月日	昭和 平成	XX年 XX月 XX日
氏名	滋賀 奨太			
在学学校する	学校の名称 滋賀県立●●高等学校	学年	1 年生	
	課程等	全日制・定時制・通信制・専攻科 ※該当の左記項目に○をしてください。		
過去の高等学校等における在学期間	学校名 私立●●高等学校	XXXX年 XX月 XX日 ～ XXXX年 XX月 XX日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☒ ☐ ☐ ☐
	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

対象生徒が過去に高等学校等に在学していた場合に記入

【振込口座に関する事項】(申請者名義の口座を記入してください。)

※預金通帳をご覧のうえ正確に記入してください。

ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号ではなく、店名・口座番号を記入してください。

金融機関名	滋賀 銀行 信用金庫 信用組合・農 協	県庁	本店 支店 代理店 本店・支所・出張所	☒ 普通 ☐ 当座
口座番号(右づめ)	1 1 1 1 1 1 1	口座名義	フリガナ シガ マナブ	滋賀 学

様式1-2 (その1)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

☒ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書を提出します。

①	☒ 親権者(両親)2名分	→	申請者 以外の 親権者	フリガナ 氏名	シガ イクコ 滋賀 育子	高校生等との関係 ☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者
②	☐	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ)満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。				
③	☐	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。				
	2名以上の場合	→	申請者以外の 未成年後見人	フリガナ 氏名		高校生等との関係 未成年後見人
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等)2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合				
			申請者以外の 主たる生計維持者	フリガナ 氏名		高校生等との関係 主たる生計維持者
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等				
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等				

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする(以下、同様)。

(3) 次の理由により、課税証明書を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※(2)及び(3)に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

令和7年7月1日時点に生活保護(生業扶助)を受給している場合は「受給している」にチェック
※受給している場合の記入は以上です。「生活保護受給証明書」を添えて提出してください。

※保護者等のうち1名が控除対象配偶者であっても課税証明書の提出が必要

※生徒が在学中に18歳に到達した場合の保護者等は主たる生計維持者(18歳到達前に親権者が2名いた場合は主たる生計維持者も2名となります。)

(2)で「⑥高校生等本人」が選択されている場合にのみチェック

(2)(3)が選択されている場合※には必ずチェック

※生活保護受給世帯以外の場合

記入例①奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書(様式1(その2))

・様式1(その2):マイナンバー用

様式1-2 (その2)

【保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の収入等の状況について】(該当する□にレ印を付けてください。)

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書(生徒本人の個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)を提出します。

☒ 生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

- (2) 次の者の個人番号カードの写し等(個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等)を提出します。

①	☒ 親権者(両親) 2名分	→	申請者 以外の 親権者	フリガナ 氏名	シガ イクコ 滋賀 育子	高校生等との関係 ☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者
②	☐ 親権者 1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等 ・(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は⑤又は⑥のいずれかの□にレ印を付けてください。					
③	☐ 未成年後見人() 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。					
	2名以上の場合	→	申請者以外の 未成年後見人	フリガナ 氏名		高校生等との関係 未成年後見人
④	☐ 高校生等の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)(両親等) 2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合					
			申請者以外の 主たる生計維持者	フリガナ 氏名		高校生等との関係 主たる生計維持者
⑤	☐ 主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等					
⑥	☐ 高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等					

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」と「生徒」と読み替えるものとする(以下、同様)。

※ (2) に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☒ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※ 個人番号カードの写し等を提出する保護者等(専攻科の場合は生計維持者)の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄	(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄
しが まなぶ 滋賀 学	親権者	しが いくに 滋賀 育子	親権者

※ 上記保護者等(専攻科の場合は生計維持者)のその年の1月1日現在の市区町村までの住所を記入してください。

滋賀 都 道 府 大津 市 区 村	滋賀 都 道 府 大津 市 区 村
-------------------	-------------------

令和7年7月1日時点に生活保護(生業扶助)を受給している場合は「受給している」にチェック
※受給している場合の記入は以上です。「生活保護受給証明書」を添えて提出してください。

※保護者等のうち1名が控除対象配偶者であっても課税証明書等の提出が必要

※生徒が在学中に18歳に到達した場合の保護者等は主たる生計維持者(18歳到達前に親権者が2名いた場合は主たる生計維持者も2名となります。)

(2)が選択されている場合※には必ずチェック

※生活保護受給世帯以外の場合

マイナンバーを提出する場合は必ず記入

令和7年1月1日時点の住民票の住所(市町村名)を記入
※令和7年1月1日時点の住所と基準日現在の住所が異なる場合は、住民票記載事項証明書の提出が必要

記入例② 個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙（該当者のみ）

- ・課税証明書等を提出する場合は、この用紙の提出は不要です。
- ・個人番号の利用を希望する場合に提出してください。
- ・過去に本様式を提出していた場合でも、申請の都度提出が必要です。
- ・高校生等が滋賀県立高等学校以外に在学する場合、この用紙は、学校で受領することができませんので、他の申請書類とは別に、教育委員会に直接簡易書留で提出していただくか、持参してください。
- ・税の申告を行っていない場合には、扶養控除対象配偶者であっても、税の申告をしてから提出してください。
- ・就学支援金とは異なり、保護者等全員の課税額が0円であることの確認が必要です。
- ・教育委員会が個人番号を利用して課税額を確認した際に、課税額が確認できなかった方については

滋賀県教育委員会 様

令和7年 ●月 ●日

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号貼付台紙

下記の者は、下記生徒在学中において、滋賀県教育委員会事務局教育総務課が、下記事務にかかる手続きを処理するとき、および事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事務

- 修学支援に関する下記事務
 - ☐ 滋賀県立高等学校の授業料および通信教育受講料の減免に関する事務
 - ☐ 滋賀県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務
 - ☒ 滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務
- 【いずれも「滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用等に関する条例（別表第1の教育委員会の項第1号、第2号および第4号に定める事務）】

生徒	学校名	滋賀県立 ●●●●高等学校	
	学年、クラス等	1年	
	ふりがな	し が	た ろ う
	氏名	滋 賀	太 郎

保護者等	ふりがな	し が	いち ろ う
	氏名	※本人署名 滋 賀	一 郎
	生徒との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人	
	ふりがな	し が	き め こ
保護者等	氏名	※本人署名 滋 賀	京 子
	生徒との関係	☒ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人	

記入上の注意

- フリクションペンなど、消せるタイプのペンは使用しないでください。
- 訂正があるときは二重線で訂正し、空いているスペースにお書きください。訂正印は不要です。（修正テープ等不可）
- 「氏名」……同意する保護者等が自ら署名してください。また、表面の①～④のマイナンバー記載書類に書かれたとおりの表記方法（漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット）で記入ください。
- 「生徒との関係」……就学支援金の受給資格認定申請書または収入状況届出書の裏面でチェックした「親権者」「未成年後見人」「主たる生計維持者」「生徒本人」からお選びください。

(DV・虐待等の被害を受けて避難している方)

- ・加害者がマイナンバーカードを保有している場合は、課税証明書等により所得確認を行ってください。
- ・ただし、マイナンバーカードを再発行されている場合は、個人番号の利用を妨げるものではありません。

→マイナンバーの記入および確認書類の貼付は裏面

給付金の申請書に記載の日付を記入

生徒の情報を記入

・それぞれ本人が、マイナンバーカード等に記載されている名前を記入

・生徒との続柄のいずれかにチェック

裏面があります

個人番号確認(および身元確認)書類貼付台紙

学年、クラス、番号等	滋賀県立 ●●●●高等学校 1年 ●組 ●番
生徒氏名	滋賀 太郎

保護者等1	氏名	滋賀 一郎												
	マイナンバー	0	9	8	7	-	6	5	4	3	-	2	1	0
保護者等2	氏名	滋賀 京子												
	マイナンバー	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1

STEP1 < 下記のうちいずれかの番号確認書類を貼り付けて提出してください。 >

保護者等1

通知カードの写し。氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されている。写真が貼られている。

※通知カードの場合は、
表、裏の両面貼付が必要です。

保護者等2

マイナンバーカードの写し。氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されている。写真が貼られている。

※マイナンバーカードの場合は、
個人番号記載面だけ貼ってください。

◎(マイナンバー通知カードの場合) 裏面のコピー

※上記①、②がない場合は、③マイナンバーが記載された住民票の写しまたはそのコピー、
もしくは④マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書またはそのコピー を本台紙に添えて提出してください。
★③④ともに、該当の保護者等のみが記載されたもの。他の世帯員は記載しないでください。

STEP2 < 身元確認書類として、写真付きの身分証明書などを貼り付けて提出してください。 >

保護者等1

運転免許証の写し。氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されている。写真が貼られている。

※教育委員会・学校記入欄

保護者等2

パスポートの写し。氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されている。写真が貼られている。

生徒の情報を記入

保護者等の氏名と
個人番号を記入

次のいずれかを貼付、
または添付してください。

・個人番号カードの
裏面の写し

・個人番号通知カード
(両面)の写し
※記載内容(氏名・住所・性別・個人番号)に
変更がない場合のみ通知
カードの貼付での申請
が可能です。

・保護者等のみが記載
されている個人番号
入りの住民票記載

次のいずれかを貼付
(下記の書類を持って
いない方はご相談
ください。)

・個人番号カードの
表面の写し
・運転免許証の写し
・パスポートの写し

【高校生等が滋賀県立高等学校以外に在学する場合】

下記の宛先票を点線で切り取り、封筒に貼り付けて、郵便局の窓口から教育委員会に提出してください。

〇あて先票

(郵送前にチェック)	
☐	保護者等の欄はそれぞれが 自筆した。
☐	個人番号がわかる書類を貼 り付けている。
☐	写真付きの本人確認書類を 貼り付けている。
☐	税の申告は完了している。

〇簡易書留
(郵便局の窓口から送付してください。)
《ポスト投函できません》

(宛先)

〒520-8577

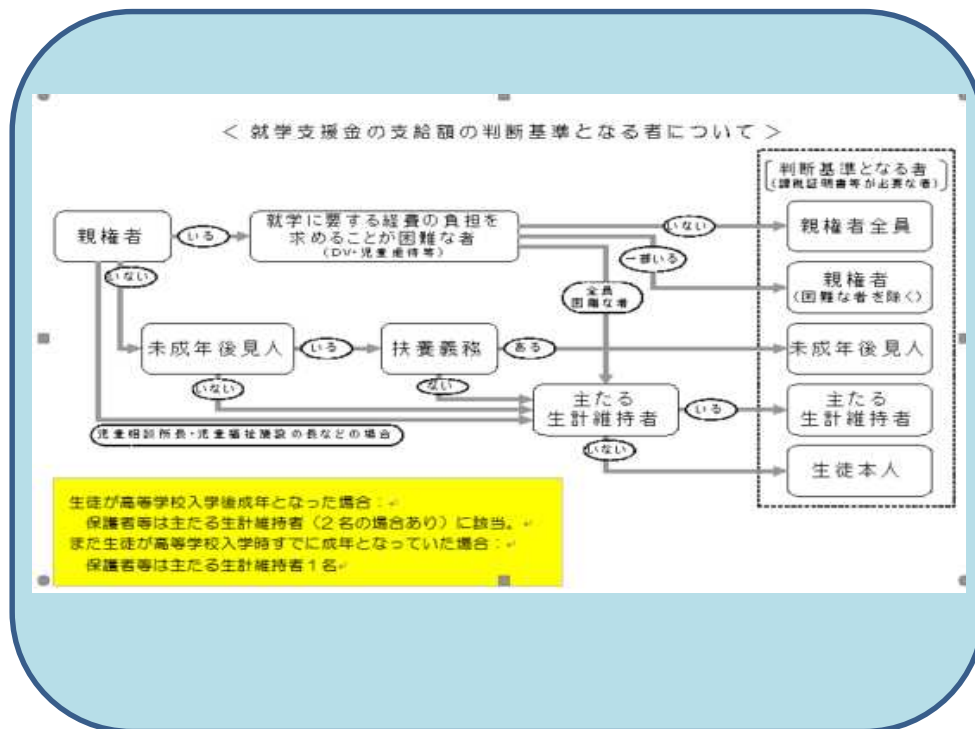
大津市京町四丁目1-1

滋賀県教育委員会事務局
教育総務課 修学支援係
(新館4階) あて

(差出人)	郵便番号		
	住所		
	氏名		

記入例③ 同意書(該当者のみ)

・申請者が高校生等の法定代理人(親権者または未成年後見人)ではなく、かつ、高校生等本人でない場合は、個人情報の取扱いの観点から高校生等本人が自筆で記入した同意書を提出する必要があります。



高校生等の保護者等が、このフローチャートで「主たる生計維持者」の場合に提出が必要

同意書

提出する日付を記入

（あて先）
滋賀県教育委員会 あて

〒 520 - XXXX
住 所 滋賀県大津市京町四丁目1-1-A505

高校生等 氏 名 滋賀 奨太

TEL ●●● - ●●● - ●●●●

滋賀 学 滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱に基づく給付金の申請を受けるにあたり、下記アからエの事項に同意します。

給付金の申請者名を記入

必ず生徒が自筆してください。

添付書類の例

※振込口座が確認できる書類（例：ゆうちょ銀行の場合）

記号 番号
11960 1234561

姓 名 ショウガク ハナコ

株式会社 ゆうちょ銀行
(金融機関コード: 9900)

通帳作成地 東京都中央区新富1-2-2
株式会社ゆうちょ銀行

カード紛失センター 0120-794889

通常貯金ご利用の上限額 13,000,000円

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください
【店名】 一九八（読み イチキユウハチ）
【店番】 198【預金種目】 普通預金【口座番号】 0123456

振込口座の金融機関名、口座番号、口座
名義人（カナ）が分かる通帳の表紙や
キャッシュカードの写しを添付してくだ
さい。

記入例④ 個人対象要件証明書(専攻科のみ)

・支給対象となる生徒本人が、専攻科の生徒の場合は、在学する高等学校等で証明を受けて提出してください。

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

下記の者は、令和●年 7 月 1 日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(ふりがな) し が		しょうた	
	姓	滋賀	名	奨太
学校名 課程・学科等名	■■■高等学校専攻科			学 年
				●

(該当する方に✓をすること)

☐

以下のア～ウのいずれかに該当します。(ア～ウのうち該当するものに○を付すこと)

☒

以下のア～ウのいずれにも該当しません。

ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の 5 割以下の者

ウ 前年度における出席率が 5 割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に具体的な状況を記載すること。

令 和 ● 年 ● 月 ● 日

学校名 ■■■高等学校

学校長 ■■ ■■

印

記入例⑤ 扶養親族申告書(専攻科の多子世帯のみ)

令和 年 月 日

扶養親族申告書（専攻科のみ）

（あて先）滋賀県教育委員会

生計維持者①住所

生年月日

氏名

生計維持者②住所

生年月日

氏名

令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点の、生計維持者①及び生計維持者②の地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 1 号に規定する市町村民税上の控除対象扶養親族及び年齢が 1 6 歳未満の扶養親族、並びに令和 7 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等について以下のとおり申告いたします。

○生計維持者①の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者①との続柄
1	滋賀 奨太	H●.●.●	子
2			
3			
4			
5			

○生計維持者②の扶養親族

	氏名	生年月日	生計維持者②との続柄
1			
2			
3			
4			
5			

【記入上の注意事項】

令和 6 年 1 2 月 3 1 日時点の、生計維持者①と生計維持者②の市町村民税上の扶養親族（配偶者を除く）を全員記載してください。なお、生計維持者の市町村民税上の扶養親族は以下の書類等で確認ができますのでこれらを参考に記入願います。

（確認ができる書類）

- ・年末調整の令和 6 年分扶養控除等（異動）申告書の写し
- ・令和 6 年分給与所得の源泉徴収票
- ・令和 6 年分確定申告書の写し（扶養親族が記載されている部分） など

○令和 7 年 1 月 1 日以降に出生等により新たに扶養することになった子等（証明書類必須）

	氏名	生年月日
1	滋賀 奨子	R7. 5. 1
2		
3		

【記入上の注意事項】

「出生等により新たに扶養することになった子等」とは、以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア) 生計維持者の実子	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ) 生計維持者に委託された里子	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ) 生計維持者と特別養子縁組をした特別養子	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【以下、事務担当者記入欄】※申告者は記入しない

扶養する子の数の合計 _____ 人